



知らない いぬが ついてきちゃったら…



とうげこうちゅうに 知らないいぬが ついてきちゃったことがありますか？ まいごに なったいぬはふあんで きもちが おちついていないので、すぐにさわらないように しましょう。 かまれてしまうかもしれません。

まずは ちかくの おとなに たすけを もとめましょう。

くびわに ついているものから かいぬしが わかるときは、 れんらくをして ひきとってもらいましょう。

わからないときは おとしものと おなじように けいさつに れんらくしましょう。(つかまえていないときは いぬのとくちょう、いたばしょを れんらく)

3かげついじょう かいぬしが わからないときは、ひきとって そだてられるばあいが あります。

吉田小学校の登下校時刻の変更等 通常8：20までに登校

10月20日(水) 会議のため 1・2年14：30下校 3～6年15：20下校

11月10日(水) 会議のため 1・2年14：30下校 3～6年15：20下校

※あくまでも予定です。急な変更もありますので、詳細につきましては、学校へ確認をお願いします。

不審者情報 富士吉田警察署

- ・10月4日(月)午後3時45分頃、忍野村忍草路上で、小学5年生の女児二人が下校中、70～80代の男から、名前、父母の仕事や出身地などを聞かれた。
- ・10月5日(火)午後4時30分頃、上吉田東1丁目路上で、小学6年生の男児が下校中、黒いフードをかぶった30歳位の男が5mくらい後ろを歩いているのに気付いた。走って逃げようとする男も走り出したので、男児は草むらに隠れ、男は通り過ぎていった。

次のいい子の日は**11月15日(月)**です。吉小校門前 朝8時頃集合

マスク着用をお願いします。体調がすぐれない時は休んでください。

富士吉田ふれあい隊は2004年から吉田小学区で登下校の見守り活動を続けている自主防犯団体です。

犬を飼う時の きまいを 守りましょう

犬を飼う場合、以下の3点が法律で義務付けられています。

- (1) 現在居住している市区町村に飼い犬の登録をすること
- (2) 飼い犬に毎年1回狂犬病予防注射を受けさせること
- (3) 犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること

*マイクロチップを装着していてもつける義務があります。

協力病院

山口獣医科医院

飼い犬の登録

生後91日以上の子犬の飼い主は、市の環境政策課か協力病院で犬の登録を行わなければなりません。登録すると「鑑札」が交付されますので、飼い犬につけてください。登録手数料として3,000円が必要となります。

紛失等により鑑札を再発行をする場合は、再発行手数料として1,600円が必要となります。



狂犬病予防注射

飼い主は、飼い犬に狂犬病予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。毎年4月に行われる集合接種や動物病院で打つことができます。(3000円程度)

協力病院で接種を受けた場合は、協力病院で注射済票が交付されます。協力病院以外の動物病院で接種を受けた場合は、獣医師の発行する注射済証明書を持って市環境政策課で注射済票の交付の手続きを行って下さい。狂犬病予防注射済票交付手数料として550円が必要となります。紛失等により再発行をする場合は、再発行手数料として340円が必要となります。



引っ越すときは

- ・転出：富士吉田市の鑑札を持参の上、転出先の市区町村へ届出してください
- ・転入：市環境政策課で旧所在地の鑑札を無料で富士吉田市の鑑札と交換します。

飼い主の名義、住所等が変更になった場合 市環境政策課へ届出をお願いします。

飼い犬が死亡した場合 環境政策課に届け出て登録の抹消をします。

一生飼い続けるために

健康診断やワクチン接種、不妊・去勢手術、災害時の備えなども検討しておきましょう。

「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例」により、犬猫合わせて10匹以上を飼育することになった場合、30日以内に知事に届け出をしなければなりません。

詳しくは、富士・東部保健所 衛生課 電話24-9033へご相談ください。

狂犬病ワクチンを打っていない犬にかまれてから狂犬病が発症するまで、半年から1年くらいだそうです。狂犬病が発症するとほぼ100%死んでしまいます。2020年、フィリピンで犬にかまれた人が日本で発症し、なくなっています。犬を飼うということは大変責任が重いことだと知っておきましょう。